

**特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業の免許等の処分に係る
審査基準(案)について(概要)**

令和4年5月19日
カジノ管理委員会事務局

I 趣旨

特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号。以下「法」という。)に基づくカジノ管理委員会が行うカジノ事業の免許等の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第5条第1項の規定による審査基準を定めるものである。

II 概要

1 カジノ事業の免許等

(1) カジノ事業の免許の審査(第1の1)

法第41条各号で規定する免許の基準への適合性を審査するための基準を定めるものである。

(2) 免許付与後の免許の更新、合併等の承認の審査(第1の2～6)

法第43条、第45条～第48条で規定するカジノ事業の免許の更新、カジノ事業者の合併・分割、カジノ事業の譲渡、カジノ行為区画等の変更の承認について基準への適合性を審査するための基準を定めるものである。

(3) 定款、業務方法書等の変更の認可の審査(第1の7～11)

法第52条～第56条で規定するカジノ事業者の定款、業務方法書、カジノ施設利用約款、依存防止規程、犯罪収益移転防止規程の変更の認可について基準への適合性を審査するための基準を定めるものである。

(4) カジノ行為粗収益の集計に関する業務手順等の認可の審査(第1の12)

法第67条で規定するカジノ行為粗収益の集計に関する業務の手順及び体制の手続についてその内容を審査するための基準を定めるものである。

(5) カジノ行為区画内関連業務等の承認の審査(第1の13・14)

法第91条で規定するカジノ行為区画内関連業務の承認及びカジノ行為区画内関連業務の種別等の変更の承認について基準への適合性を審査するための基準を定めるものである。

(6) 契約の認可の審査(第1の15)

法第97条で規定する契約の認可の基準への適合性を審査するための基準を定めるものである。

(7) 再委託契約に係る許諾の認可の審査(第1の16)

法第101条で規定する再委託契約に係る許諾の認可の基準への適合性を審査するための基準を定めるものである。

(8) 特定カジノ業務に従事する者の確認の審査(第1の17)

法第116条で規定する特定カジノ業務に従事する者の確認の基準への適合性を審査するための基準を定めるものである。

(9) 確認特定カジノ業務従事者等の確認の更新、種別変更の承認の審査(第1の18・19)

法第117条で規定する確認特定カジノ業務従事者の確認の更新及び法第118条で規定する確認特定カジノ業務従事者の従事する特定カジノ業務の種別の変更の承認について基準への適合性を審査するための基準を定めるものである。

2 カジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の認可等(第2の1～3)

法第60条で規定するカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者等の認可及び法第61条で規定するカジノ事業者の認可主要株主等の役員の変更の承認の基準への適合性を審査するための基準を定めるものである。

3 カジノ施設供用事業の免許等

(1) カジノ施設供用事業の免許の審査(第3の1)

法第126条で規定する免許の基準への適合性を審査するための基準を定めるものである。

(2) 免許付与後の免許の更新、合併等の承認の審査(第3の2～6)

法第127条、法第129条、第130条で規定するカジノ施設供用事業の免許の更新、カジノ施設供用事業者の合併・分割、カジノ施設供用事業の譲渡の承認について基準への適合性を審査するための基準を定めるものである。

(3) カジノ施設供用事業者の定款、業務方法書の変更の認可の審査(第3の7・8)

法第130条で規定するカジノ施設供用事業者の定款・業務方法書の変更の認可について基準への適合性を審査するための基準を定めるものである。

(4) カジノ施設供用事業者が行う業務に係る契約の認可の審査(第3の9)

法第133条で規定する契約の認可について基準への適合性を審査するための基準を定めるものである。

(5) 再委託契約に係る許諾の認可の審査(第3の10)

法第133条で規定する再委託契約に係る許諾の認可について基準への適合性を審査するための基準を定めるものである。

(6) 特定カジノ施設供用業務に従事する者の確認(第3の11)

法第134条で規定する特定カジノ施設供用業務に従事する者の確認の基準への適合性を審査するための基準を定めるものである。

(7) 確認特定カジノ施設供用業務従事者等の確認の更新、種別変更の承認の審査(第3の12・13)

法第 134 条で規定する確認特定カジノ施設供用業務従事者の確認の更新、確認特定カジノ施設供用業務従事者の従事する特定カジノ施設供用業務の種別の変更の承認について基準への適合性を審査するための基準を定めるものである。

4 カジノ施設供用事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の認可等(第4の1～3)

法第 131 条で規定するカジノ施設供用事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者等の認可、カジノ施設供用事業者の特定保有者の認可、カジノ施設供用事業者の認可主要株主等の役員の変更の承認について基準への適合性を審査するための基準を定めるものである。

5 施設土地権利者の認可等(第5の1～3)

法第 136 条で規定する施設土地権利者、特定施設土地権利者の認可及び法第 141 条で規定する認可施設土地権利者の役員の変更の承認について基準への適合性を審査するための基準を定めるものである。

Ⅲ 今後のスケジュール

公表・施行:未定